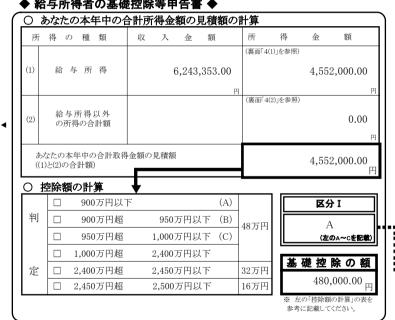
令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得銀額調整控除申告書

所轄税務署長 給 与 の 支 払 者 の	(フリガナ)	シイハシ タカヒロ	
名称 (氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	椎橋 昂大	C3002
総 与 の 支 払 者 の 税務署長 所 在 地 (住 所)	あなたの住所 又 は 居 所	東京都大田区仲六郷1-6-9-904	

~記載に当たってのご注意~

- ◎ 「 基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計 所得金額の見積額が1 3 3 万円いかである場合は、「 基礎控除申告書」、「 配偶者控除等申告書」 の順に記載してください。
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合 は、「 基礎控除申告書」のみ記載してください(「 配偶者控除等申告書」を記載する必要はあり ません。)。
- ◎「所得金額加整神除申告書」については、年末加整において所得金額加整神除の適用を受け ようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末顕整の対象となる給与の収入 金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれ にも該当しない場合には、所得金額開整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除等申告書 ◆



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「 控除額の計算」の表の「区分 I 」欄については、「 基礎控除申告書」の「区分 I 」欄を参照してください。
- 「基礎物条申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者物系等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①~④に該当しない場合は、配偶者物系及び 配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(-)		配	偶	者	の	個	人	番	号		配	偶	者	の	生	年	月	日	
(フリ ガ ナ) 配 偶 者 の 氏 名		ı	1	T	1	ı	ı		ı	1 1	明·大 昭·平				年		月		日
	-	あなる	た 場	配 合 0	偶 者) 配 (の 見 者	所しの住	え は 所 又	居りはり	所が 居所	非居である	住配便	者者	4	計を	- K	: する	事	夷
												0							

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	- 佐岭類の計算																
	配偶者の本年中の合計取得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)					*		円	J		区分Ⅱ (止の	①~@&	記載)				
										*		円			□ 95万円超 113万円以下	(4)	別控除
(2)				以外 計額						(裏面「4(2)」を参照		0.00		定	□ 48万円超95万円以下	(3)	配偶者特
(1)	給	5 与	所	得					円			0.00	+		□ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	控除
										(裏面「4(1)」を参照)				判	□ (昭28.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(①)	配偶者控除
月	千 得	の	種	類	収	入	金	額		所 得	金	額			48万円以下かつ年齢70歳以上		

<u> </u>	控队	形観の計	异				•	7							
							区乡	I f							
		_		_	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」(*印の金額))										
			3	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下				
 x	А	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円			
区分	В	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円			
I	С	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円			
摘	要	要 配偶者控除 配偶者特别控除													

	配偶者控除の額
į))	
江下	円
^ !	配偶者特別控除の額
当	
Э	円
Э	※ 左の「控除額の計算」の表

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の運用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する物について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いず れか1名を記載することで差し支えありません。)。

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要	□あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)		☆	
女	□同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		扶養	同一生
741	□扶養親族が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		親族	
件	□扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以降生)	(右の☆欄のみを記載)		等	
(33-) F	ロールシロ タナンローナンと リルコナール トマコ	四世 (セクナツキの) マベー	in or	++41	4 切りしゃ

	(フリガナ)		記	0	か	者	の	個	人	番	号	÷	左記の者	・の 生:	年月日	
マ夫を	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		1							ı	ı	ı	明·大·昭 平·令	年	月	日
見矣		あ異	なけなる	と場	左合 の	記 の り 左)者 記 σ	の住の者の	所 又	は f 又	居所は見	が所	左 記 の 者 の あなたとの続極	左記の 所得金額	者の合計 額(見積額	† i)
学																円

★特	特別障害者に該当する事実
	(裏面「3-2(4)」を参照)
別	
障害者	
害	
者	
	□扶養控除等申告書のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。